

答 申

1 審査会の結論

浜田市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書を不開示決定としたことは、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 開示請求

開示請求者は、令和 3 年 8 月 12 日付けで、浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号。以下「情報公開条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「町内会の規約（〇〇〇町内）」の開示請求を行った。

(2) 不開示決定

ア 実施機関は、該当する公文書として、「町内会の規約（〇〇〇町内）」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

イ 実施機関は、本件公文書は、〇〇〇町内自治会から公にしないとの条件で任意に提供されたものであることから、情報公開条例第 7 条第 3 号イの規定に該当するため、令和 3 年 8 月 17 日付けで、情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により不開示決定（浜田市指令地活第 255 号。以下「本件処分」という。）をし、その旨を開示請求者に通知した。

(3) 審査請求

開示請求者は、本件処分を不服として、令和 3 年 8 月 17 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

(4) 諮問

実施機関は、令和 3 年 10 月 4 日付けで、情報公開条例第 19 条第 1 項の規定により浜田市情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分は、違法又は不当であるので、これを取り消し、本件公文書は開示すべきである。

(2) 審査請求の理由及び意見

ア 浜田市協働のまちづくり推進条例（令和 2 年浜田市条例第 31 号。以下「まちづくり条例」という。）に基づくまちづくりに関する情報について

(ア) まちづくり条例においては、市民等と市のお互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有すること等が規定されている。

(イ) 町内会等（町内会若しくは自治会として町内の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体をいう。以下同じ。）の規約（本件公文書を含む。）は、まちづくりに関する情報であり、まちづくり条例の規定に基づき、実施機関は、これを積極的に情報提供すべきである。

(ウ) このため、実施機関が本件公文書を公にしないこととする条件について合意したこと、及びそれに伴い本件公文書を開示しないこととすることは、まちづくり条例に違反するものである。

イ 情報公開条例第 7 条第 3 号イの該当性について

(ア) 情報公開条例第 7 条第 3 号イは、公にしないとの条件を付することが合理的であると認められるものを不開示とすることとされているものである。本件公文書を公にしないとの条件を付することは、上記のとおりまちづくり条例に違反するものであることから、合理的であるとは考えられない。

(イ) また、本件公文書を開示することで、〇〇〇町内自治会を含め市民にとって不利益になることは一切ないので、合理的であるとは考えられない。

ウ その他

審査においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 14 項に基づき、住民の福祉の増進に繋がる審査をされるよう求める。

4 実施機関の主張及び説明

実施機関の本件処分に関する主張及び説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件公文書は、実施機関がその内容を確認するため、〇〇〇町内自治会に対して任意の提供を要請したところ、〇〇〇町内自治会が第三者に対して公にしないこととの条件（以下「本件条件」という。）を提示したことから、実施機関は本件条件を受け入れ、〇〇〇町内自治会から任意に提供されたものである。

- (2) ○○○町内自治会は、第三者から実施機関に対して本件公文書の提供の依頼があった場合は、実施機関から提供せず（公にせず）、○○○町内自治会が当該第三者に対し提供することを意思表示していることから、本件条件は、合理的と認められると判断した。
- (3) また、実施機関は、○○○町内自治会の実施機関に対する信頼及び期待を保護する必要がある。
- (4) 以上のことから、本件処分は妥当である。

5 本審査会の判断

(1) 本件審査請求に係る審査について

- ア 本件審査請求は、本件公文書について、○○○町内自治会が実施機関との間で本件条件を付したことに伴うものである。
- イ 本審査会は、情報公開条例第7条第3号イの該当性として本件条件の有効性及び合理性を検討するとともに、実施機関が本件条件の付されていない「町内会の規約（○○○町内）」を保有しているか否かについて調査した。
- ウ なお、本件条件の有効性及び合理性の検討に当たっては、本件条件を付した相手方である○○○町内自治会から本件条件に関する事実についての陳述を受けた。

(2) 本件条件の有効性について

- ア 実施機関は、本件条件の認識について、本件公文書の「内容を公にしない」との認識であった旨を説明する。
- イ 一方で、○○○町内自治会は、本件条件の認識について、実施機関が説明する「内容を公にしない」ことに加え、実施機関が本件公文書を「保有していることを公にしない」ことも含まれる認識であった旨を説明する。
- ウ これは、本件条件に係る実施機関の認識と○○○町内自治会の認識とに差があるものであるが、○○○町内自治会の認識は、実施機関の本件公文書の「内容を公にしない」との認識を包含するものであると認められる。
- エ 本件条件について、実施機関と○○○町内自治会との間において書面で確認したものは存在しないが、上記のとおり本件公文書の「内容を公にしない」という部分については実施機関と○○○町内自治会との間において共通して認識されていることが確認できることから、黙

示的にも本件条件が有効に存在するものであると認められる。

(3) 本件条件の合理性について

ア ○○○町内自治会は、審査請求人とのこれまでの経緯から、本件公文書を公にした場合、○○○町内自治会にとって不利益があると懸念し、本件条件は合理的である旨を説明する。

イ 本件公文書は、○○○町内自治会に対して法的に提出が義務付けられているものではないことから、本件公文書を提供するか否か、又は提供する場合にどのような条件の下で提供するかについては、○○○町内自治会自らが判断することができるものであると認められる。

ウ 審査請求人は、本件公文書はまちづくり条例に基づくまちづくりに関する情報であることから、まちづくり条例第3条から第6条までの規定に基づき、提供しなければならないものであり、本件条件を付することはまちづくり条例に違反するものである旨を説明するが、本審査会は、次に掲げるようなことから、まちづくり条例に違反するものであるとはいえないと判断する。

(ア) まちづくり条例第3条に規定されている内容は基本理念であり、これをもって法的な権利・義務を形成するものではない。

(イ) まちづくり条例第4条に規定されている知る権利は、これをもって新たに権利を付与するものであるとまではいえず、本件処分は情報公開条例に基づいて判断するものである。

(ウ) まちづくり条例第5条には、まちづくり活動団体である法人その他の団体を含む市民等の役割が規定されているが、これをもって法的な権利・義務を形成するものではない。

(エ) まちづくり条例第6条には、実施機関はまちづくりに関する情報を積極的に提供するものとする旨が規定されているが、その内容は、新たな情報提供の手続を保障しているものであるとはいえず、本件処分については、情報公開条例に基づく開示請求の手続によるものであることから、その提供方法についても、情報公開条例の手続に基づいて行うものである。

エ これらのことから、本件条件は、必ずしも不合理であるとはいえないことから、合理的であると認めることができる。

(4) 町内会等の規約の保有状況について

ア 本審査会は、本件公文書に限らず、実施機関における町内会等の規約全般の保有状況について調査したところ、補助制度等の申請書の添

付書類として、町内会等の規約の提出が義務付けられているものがあり、複数の町内会等の規約を保有していることを確認した。

イ ただし、当該実施機関が保有している複数の町内会等の規約の中には「町内会の規約（〇〇〇町内）」は存在しなかったことから、実施機関が本件条件の付されていない「町内会の規約（〇〇〇町内）」を保有していないことを確認した。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 本審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年10月4日	・実施機関から本審査会に対し諮問
令和3年10月27日	・実施機関から資料を受理
令和3年11月5日	・令和3年度第1回会議 実施機関から意見聴取 審議
令和3年11月22日	・審査請求人から意見書等を受理
令和3年11月26日	・令和3年度第2回会議 審査請求人から意見聴取 審議
令和3年12月21日	・令和3年度第3回会議 〇〇〇町内自治会から聴取 実施機関から聴取 審議
令和4年1月7日	・令和3年度第4回会議 審議 答申案の審議
令和4年2月22日	・令和3年度第5回会議 答申案の審議
令和4年3月11日	・答申の決定
令和4年3月11日	・本審査会から実施機関に対し答申

(参考)

浜田市情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	現職	備考
岩本浩史	島根県立大学教授	会長
岡本寛	島根県立大学准教授	
坂本道子	行政相談委員	
名古屋薫	司法書士	
渡部恵子	元・浜田市職員	